

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

② 事業者情報

経営法人・設置主体(法人名等)		社会福祉法人 はなかが福祉会	
名称:	光洋こども園	種別:	幼保連携型認定こども園
代表者氏名:	理事長: 玉那覇 栄子	定員(利用人数) (利用室数):	80(79)名
施設長氏名:	園長: 高原 ルリ子		(3)室
所在地:	〒901-0306 沖縄県糸満市西崎町3丁目7番地の14		電話番号: 098-992-1888
開設年月日	平成30年4月1日		ホームページ: http://hanakagokko.seesaa.net/
職員数	常勤: (12)名、非常勤: (1)名、計: (13)名		
専門職員の人数	保育教諭	(10)名	栄養士 ()名
	子育て支援員	(1)名	保育士 (2)名
	調理師	()名	()名

職員の状況に関する事項

	園長	主幹保育教諭	副主幹保育教諭	保育教諭	保育士	支援員
常勤	1名	1名	1名	6名	2名	1名
非常勤	0名	0名	0名	1名	0名	0名
	調理員	栄養士	嘱託医	用務員		計
常勤	0名	0名	0名	0名	名	名
非常勤	0名	0名	0名	0名	名	名

施設・設備の概要	遊戯室・戸外園庭
----------	----------

③ 理念・基本方針

- ・法人理念：共に育つ
- ・教育・保育理念：野生と知性の調和 ～よく遊び・よく学ぶ～
- ・教育・保育方針：一人ひとりを大切にする保育
- ・教育・保育目標（子ども像）
 - 生活の自立（たくましく元気な子ども）
 - 心の自律（明るく心豊かな子ども）
 - 学びの芽生え（自分で考えて行動する子ども）

④ 施設・事業所の特徴的な取組

【健康管理】

- ・毎月の身体測定、内科健診・歯科検診・尿検査・蟯虫検査（年2回）、視力・聴力検査（年1回）を実施しています。
- ・手洗いうがい、歯みがき指導を行なっています。「虫歯ゼロで賞」「歯みがき頑張ったで賞」を学期ごとに表彰し、園児・保護者の歯を大切にする意識向上に努めています。
- ・感染症に関しては、感染症予防対策マニュアルに添った対応を実施し、職員への周知・徹底を行ない、見直し・改善を行なっています。

【食事】

- ・食育活動として、旬の野菜の栽培、観察、クッキングにより、食べ物への興味関心を培っています。
- ・ケータリング「わだや健康食品宅配」は郷土料理や行事食を取り入れ、野菜たっぷりで栄養バランスの良い献立の給食が提供されています。
- ・ランチバイキングを行ない、子どもが食事を楽しむ雰囲気を大切にしています。
- ・アレルギー対応食はマニュアルに沿って対応しています。

【地域との交流】

- ・3丁目自治会の夏まつりに参加
- ・小学校6年生との合同避難訓練
- ・地域の小規模保育園との交流
- ・願寿館でお年寄りとの交流
- ・地域の保育園、小学生・中学生と交流
- ・地域の子育て家庭への園庭開放

【施設の公開・見学】

- ・電話での施設見学の申し込みが多く、見学日程を調整して随時受け入れています。園長・主幹保育教諭が対応し、保護者が満足するまで丁寧に説明を行なっています。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	2021年12月13日（契約）～3月30日（職員報告会）	
	訪問調査	2月24日～25日
	評価結果確定日	2022（令和4）年 3月30日
受審回数	1回目	
前回の受審年度	（ ）	

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

1. 子どもを尊重した教育・保育について、子どものプライバシー保護の取組が行われている。

子どもの尊重や権利擁護に関する姿勢は、虐待対応マニュアルには「子どもの心を傷つけないよう配慮を要する」、接遇マニュアルでは「子どもの人権を尊重し、差別用語・言葉の暴力等、無意識に使用しないか職員間で確認する」等が明示されている。子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育の実施については、着替え時や排泄時の配慮等を記載したマニュアルが整備され、職員会議等で職員の理解が図られている。着替える順序や互いに離れて着替えること等を子どもたちに説明し、プライベートゾーンについては「見るのも見せるのもいけないこと」を絵本や紙芝居を活用して伝えている。女児の排泄介助は、女性保育教諭が行っている。着替え時は、衝立を用いて男女別に別れ、外から見えないようにカーテンを閉めている。子どものプライバシーを守る取組（着替える順序やスカート丈が短い場合のスパッツの着用、肌着の着用等）について保護者に伝えている。

関連項目：28、29、40

2. 教育・保育に関する標準的な実施方法（マニュアル）を整備し、見直しが行われている。

教育・保育に関する標準的な実施方法の文書化については「危機管理マニュアル45種」と「保健マニュアル39種」、「業務マニュアル21種」の三種に分類し、「災害や事故対応・感染症や食物アレルギー対応・指導計画書作成の手順書」等、各種対応マニュアルが多数整備されている。マニュアルは、職員がいつでも確認できるように各クラスや職員室に設置している。新人職員には、マニュアル担当の主幹保育教諭と副主幹保育教諭が個別に指導している。マニュアルは毎月、職務会後の園内研修で検証している。見直しは、年度末に園長と主幹保育教諭、副主幹保育教諭、各クラスリーダー職員等で構成するマニュアルの専門部会で行うとともに、毎月の職務会でも検討し見直されている。今年度は、法人共通の不審者発見時のフローチャートを施設の実態に合わせて見直しをし、園内や園周辺の安全点検やヒヤリ・ハット事例に基づいてヒヤリ・ハットマップやお散歩マップも見直して、新たにプライバシー保護マニュアルが追加作成されている。マニュアルについては、各種分野毎に一覧表を作成し、必要に応じて新たなマニュアルの追加や見直しが行われている。

関連項目：40、41

3. 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

苦情解決の仕組みの確立と周知・機能については、苦情解決責任者を園長、苦情解決受付担当者を主幹保育教諭とし、第三者委員を2名選出して苦情解決の体制を整備している。玄関前には苦情相談対応窓口や第三者委員を明記した沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターを掲示し、意見箱が設置されている。保護者には苦情対応の体制を記載した重要事項説明書を配布している。保護者アンケートを実施し、園だよりに「ご意見・ご要望について玄関に意見箱を設置」と記載して活用を促している。コドモンアプリ導入後は保護者からの要望等はコドモンによる対応もされている。保護者からの「コドモン配信でお手紙がなくなることへの不安」や「電話連絡の際、同姓職員が複数おり特定ができない」等の意見に対し、お手紙を玄関に掲示し、職員紹介に名字を追記して対応している。感染症の対策についての苦情には、園での対応や消毒方法を園だよりに記載するとともに掲示板で公表している。保健所や嘱託医師の指示を受けて感染対策を実施していることを具体的に説明し報告している。保護者からの相談等への対応については、「苦情解決のしくみ」マニュアルが整備されている。職員は保護者が相談しやすく、意見が述べやすいように送迎時は保護者とのコミュニケーションに努めている。職員は把握した相談や意見について速やかに園長へ報告して対応している。対応マニュアルは定期的に見直している。

関連項目：34、35、36

◇改善を求められる点

1. 中・長期計画の具体的な策定、及び単年度計画への反映が望まれる。

教育・保育理念や方針の実現に向けて、中・長期計画の教育・保育施設運営方針が策定されている。内容としては、①児童福祉について、②幼児教育について、③教育・保育理念、④教育保育目標、⑤教育・保育方針、⑥公立幼稚園が担ってきた役割を引き継ぐ際に重視すること、⑦小規模保育事業からの接続について配慮すること、⑧小学校への接続について配慮すること、⑨教育・保育に関する評価について、⑩1号認定こどもの選考方法等の10項目が明文化されている。

認定こども園として、教育・保育施設運営方針に基づいた設備や備品の整備、職員体制、人材育成等の具体的な内容を表示した中・長期の事業計画とその計画実現のための具体的な収支計画の策定、及び単年度ごとの事業計画への反映が望まれる。

関連項目：4、5

2. 地域の福祉ニーズの把握、及び把握したニーズに基づく公益的な事業・活動が望まれる。

地域の福祉ニーズ等を把握するための取組について、理事長は市の障がい児判定委員として地域における障害児と保護者の状況を把握している。園長は小規模保育所との合同会議や地域子育て支援事業を実施して地域における福祉ニーズや生活課題等の把握に務めている。理事長と園長は地域自治会の総会に参加し、地域行事への子どもたちの参加が地域の活性化に役立つとして、地域の夏祭りに職員と子どもたちを積極的に参加させている。

認定こども園のもつ機能の地域への還元や民生委員・児童委員等との定期的な会議を通して、また、相談事業を通して多様な相談に応じることにより、地域の具体的な福祉ニーズを把握し、把握した福祉ニーズ等に基づいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる公益的な事業・活動、例えば地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援、職員による研修・講座等に取り組むことが望まれる。

関連項目：26、27

3. 子どもの権利擁護に対する規程やマニュアルの整備が望まれる。

子どもの権利擁護に対する取組の徹底については、運営規程で「職員による子どもへの虐待等の行為禁止」や「職員又は保護者等による虐待発生時の通告」を規定し、重要事項説明書でも「虐待防止のための措置」を明示している。「虐待対応フローチャートや発生時マニュアル」が整備され、年1回マニュアルの園内研修を位置付けて実施している。「子どもの人権を大切にする保育」や「メンタルヘルス」等の研修も実施され、職員の理解が図られている。権利侵害の防止と早期発見のための取組としては、マニュアルの「早期発見チェックリスト」を参考に登降園時の子どもの表情や保護者の子どもへの対応に注意を払い、日中の子どもの様子や着替え時等に子どもの変化を確認している。

子どもの権利擁護について、要件として職員は権利擁護の代弁者（アドボケート）であることを前提としてのマニュアル（①子どもの意向への配慮、②権利についての配慮、③子どもが意見や苦情を述べやすい配慮、④虐待防止等）の整備が望まれる。

関連項目：46

⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

公私連携認定こども園 はなかが福祉会光洋こども園として開園し、4年目に第三者評価を受審するチャンスに恵まれました。第三者評価調査者の方々の懇切丁寧なご指導は、これまで福祉会が取り組んできた運営管理の分析、再確認の機会となり、又教育保育の内容として認定こども園の在り方の多くを学び、気づき、知識を得ることができました。心より感謝申し上げます。この新たな学びを、今後の園の発展、子どもたちのより良い育ちを目指す糧としていきたいと思っております。ありがとうございました。

⑧ 各評価項目にかかる第三者評価結果

福祉サービス第三者評価結果 認定こども園版

項 目			評価結果
I 福祉サービスの基本方針と組織			
I-1 理念・基本方針			
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
判断基準	a	法人(認定こども園)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	
	b	法人(認定こども園)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
	c	法人(認定こども園)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 理念、基本方針が法人、認定こども園内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	
	○	2 理念は、法人、認定こども園が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、認定こども園の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
	○	3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
	○	4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
	○	5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	
	○	6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
	○	7 (認定こども園)理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	
評価結果	<p>理念、基本方針の明文化と周知については、法人理念と教育・保育理念、教育・保育方針が定められ、入園のしおりやパンフレット等に記載され、職員と保護者への周知が図られている。教育・保育理念は、「野生と知性の調和」を目指しており、認定こども園の目指す方向性を読み取ることができる。教育・保育方針は、「一人ひとりを大切にする保育」となっており、職員の行動規範となる内容になっている。教育・保育目標や方針は、研修等で職員に周知されている。教育・保育理念や方針は園内に掲示するとともに、入園説明会ではパワーポイントを活用してわかりやすく説明する工夫がされ、保護者等への周知が図られている。しおりはファイル綴じして、年2回の個人面談の際には保護者に入園しおりを持参してもらい説明している。</p> <p>教育・保育理念の「野生と知性の調和」を達成するための教育・保育方針として、現在の「一人ひとりを大切にする保育」に加えて園のしおりに表示している「たくましい体づくり」や「わくわく遊べる支援」、「伝統文化に親しむ」など野生と知性を育む方法等の具体的な内容を追加することに期待したい。</p>		

項 目			評価 結果
I-2 経営状況の把握			
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
判断 基準	a	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
	b	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
	○	2	地域の子ども子育て支援事業計画の策定動向と内容を把握し分析している。
		3	子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、教育・保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(認定こども園)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
	○	4	定期的に教育・保育のコスト分析や認定こども園利用者の推移、利用率等の分析を行っている。
評価結果		<p>事業経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析について、理事長は、全国保育協議会の会誌から情報を得ている。更に税理士が開催する社会福祉法人経営セミナーを受講して、社会福祉事業全体の動向を把握している。糸満市の計画策定などには園長会を通して、糸満市子ども・子育て支援事業計画の策定動向と内容を把握している。理事会に、利用者数やコスト分析、収支状況等を報告している。</p> <p>環境変化に対応した事業経営の維持、改善のために、地域の子どもの数や利用者像等の変化、教育・保育のニーズや潜在的利用者に関するデータの収集や分析・把握が望まれる。</p>	
3	②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
判断 基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1	経営環境や教育・保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
	○	2	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
	○	3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
	○	4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。
評価結果		<p>経営課題を明確にした具体的な取組については、施設の老朽化による設備整備などが課題となっている。職員からの意見や情報を法人として把握し、環境整備について園庭の日よけの設置や野鼠の駆除や鉄棒の設置などが課題として明らかにされている。事業の課題については、年3回実施される理事会において共有されている。経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組として、野鼠の駆除や鉄棒の設置については予算化して解決している。</p> <p>経営状況や改善すべき課題について、職員と共に組織として取り組むことが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
I-3 事業計画の策定			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
判断基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。	
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していません、十分ではない。	
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	
		2 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
		3 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
		4 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	
評価結果		<p>中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定については、教育・保育理念や方針の実現に向けて「中・長期計画 教育・保育方針」が策定されている。中・長期の収支計画には過去の決算値と今後の予定事業名が記載されている。</p> <p>認定こども園として、教育・保育方針に基づいた設備や備品の整備、職員体制、人材育成等の具体的な内容を表示した中・長期の事業計画とその計画実現のための具体的な収支計画の策定、及び計画の評価・見直しをすることが望まれる。</p>	
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点		1 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	
		2 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
	○	3 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
		4 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
評価結果		<p>こども園の中・長期計画を踏まえた単年度計画の策定が望まれる。</p> <p>単年度の計画に中・長期計画を反映していないため、判断基準により評価がCとなる。</p>	

項 目			評価結果
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
	○	2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
		3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
	○	4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
	○	5	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。
評価結果		<p>事業計画の策定と実施状況の組織的な把握や評価・見直し、職員の理解について、単年度事業計画は園長・主任会議や昼礼等で職員参画のもとで検討し策定されている。行事毎は実施後に振り返りを行って実施状況が把握されているが、園全体の事業計画の実施状況等は年度末に評価をしている。事業計画は年度で見直しがされている。事業計画は幹部会で理事長が説明し、園の昼礼などで職員に周知している。</p> <p>事業計画の実施状況把握のための時期等が定められた手順の明文化、及び手順に基づいた評価の実施が望まれる。</p>	
7	②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
判断基準	a	事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b	事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c	事業計画を保護者等に周知していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
	○	2	事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
	○	3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
	○	4	事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。
評価結果		<p>事業計画の保護者等への周知については、事業計画の主な内容を含む年間行事予定表が入園説明会等で保護者に配布し説明されている。保護者との個人面談時は毎回、配布されたファイルを使って、今年度の園の取組について説明している。毎月の園だよりに行事計画等を記載し、コドモンアプリを活用して保護者と日々の情報を共有するとともに、行事等への参加を促すための事前情報の提供に努めている。</p> <p>事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成し、保護者等が理解しやすいような更なる工夫に期待したい。</p>	

項 目			評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	①	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
判断基準	a	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 組織的にPDCAサイクルにもとづく教育・保育の質の向上に関する取組を実施している。	
	○	2 教育・保育の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	
	○	3 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	
	○	4 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	
評価結果		教育・保育の質の向上に向けた組織的な取組については、園全体評価と職員による自己評価、保護者アンケートを毎年実施している。園全体の評価結果はクラス会議で状況報告を行い、園長と主幹保育教諭で課題の分析、評価、改善策の検討を時期を定めて行う体制が整備されている。定められた評価基準にもとづいて年2回自己評価を実施し、責任者は園長で、分析・考察と課題に対する改善方針や改善策は園長と主幹保育教諭が検討している。検討結果は職務会で共有している。	
9	②	評価結果にもとづき認定こども園として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	
	b	評価結果を分析し、認定こども園として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c	評価結果を分析し、認定こども園として取組むべき課題を明確にしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
	○	2 職員間で課題の共有化が図られている。	
	○	3 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
	○	4 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
	○	5 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	
評価結果		評価結果にもとづく課題を明確にした計画的な改善策の実施について、課題としては、ICTの活用、外部講師による研修、園内研修の充実による職員の資質向上への取組、安全保育等を明確にしている。課題については、職員間で共有され、次年度の計画に反映させている。「ICTの活用」では、コドモンアプリを導入し保護者との連携に活用している。保護者からの情報発信についての要望を受け、改善方針や改善策として保護者に子どもの園での生活の様子や教育・保育等、子どもの育ちを伝えるためにドキュメンテーションの回数を週1回の更新から毎日更新できるようスキルアップに努めている。 改善策や改善の実施状況の評価を具体的に行うとともに、必要に応じた改善計画の見直しが望まれる。	

項 目			評価結果
II 組織の運営管理			
II-1 管理者の責任とリーダーシップ			
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 施設長は、自らの認定こども園の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	
	○	2 施設長は、自らの役割と責任について、園内の広報誌等に掲載し表明している。	
	○	3 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
	○	4 平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	
評価結果		園長の役割と責任の職員への表明と理解を図る取組について、園長は毎月の園だよりを発行し、自らの役割と責任について行事終了後のあいさつや園だよりを通して園の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。自らの役割と責任を含む職務分担表を作成し、会議等で職員に表明し周知している。平常時のみならず、有事における園長の役割と責任については、職務分担表に主幹保育教諭が代行することが明示されている。	
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	
	○	2 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
	○	3 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
	○	4 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	
評価結果		遵守すべき法令等を正しく理解するための取組について、経理規程には法令遵守が定められ、職員就業規則には業務上の地位を利用して自己の利益を得るなどの不正な行為の禁止が規定されている。園長は虐待の防止等の園内研修を実施し、自らも受講している。労働基準法等の改正による年休5日取得等について実施するなど法令遵守に努めている。職員就業規則にはセクシャルハラスメントやパワーハラスメントの禁止が規定されている。個人情報保護について全体的な計画に記載し、園内で虐待防止等の研修を実施して職員への周知に努めている。 環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取り組むことが望まれる。	

項 目		評価結果
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	① 教育・保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
	b	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
	c	施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	施設長は、教育・保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
	○ 2	施設長は、教育・保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
	○ 3	施設長は、教育・保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
	○ 4	施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
	○ 5	施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。
評価結果		教育・保育の質の向上に関する取組への指導力の発揮について、職員による自己評価と保護者アンケート、認定こども園全体の自己評価を毎年実施している。園全体評価では評価結果を分析し、課題を把握して、次年度計画に反映させている。職員は定められた評価基準にもとづいて自己評価を実施し年2回の面談で職員の意見を聴取している。園全体評価ではクラス会議で状況報告を行い、園長と主幹保育教諭で課題の分析、評価、改善策を検討している。職員からの提案により5歳児クラスで空手教室を実施している。糸満市保育者育成指標を学ぶDVD視聴による研修を全職員に受講させる等、職員の教育・研修の充実を図っている。
13	② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
	○ 2	施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
	○ 3	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
	○ 4	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
評価結果		経営の改善や業務の実効性を高める取組への指導力の発揮について、組織の理念や基本方針の実現に向けて労務の分析を行い、ノンコンタクトタイムの導入により休憩時間を確保している。保育内容を記録する時間に専念出来るよう、ホワイトボードの当番表を活用している。コドモンアプリやズームなどのICT化を進めて業務改善に取り組んでいる。年1回のストレスチェックを実施して、面談等で職員の状況を把握し、心療内科や糸満市が実施するメンタル相談等を紹介している。ノンコンタクトタイムや事務専念時間にはフリー保育教諭等を当番制で配置するなど、業務の実効性を高めている。経営の改善や業務の実効性を高めるために、昼礼や会議などに園長自らも参加し、職員一人ひとりの状況を見極め、チーム力の向上に取り組んでいる。財務等についての分析にも期待したい。

項 目			評価結果
II-2 人材の確保・育成			
II-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	①	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
判断基準	a	認定子ども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	
	b	認定子ども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c	認定子ども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人材の確保と育成に関する方針が確立している。
		2	教育・保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な人材や人員体制について具体的な計画がある。
		3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
	○	4	法人(認定子ども園)として、効果的な人材確保(採用活動等)を実施している。
評価結果		<p>必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画の確立と取組について、人員体制に関する基本的な考え方は、求める人物像として「前向き・素直・謙虚」を掲げている。人材確保は県主催の合同説明会に参加し、保育士育成校に人材を求めている。保育教諭による採用活動委員会を設置し、外部講師の指導を受けて合同説明会に対応し、ハローワークへの求人や知人等を通じた人材確保にも努めている。</p> <p>人材の確保と育成に関する方針、人員体制などの計画について、具体的に策定することが望まれる。</p>	
15	②	総合的な人事管理が行われている。	b
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。	
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c	総合的な人事管理を実施していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	法人(認定子ども園)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
		2	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。
		3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
	○	4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
	○	5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
	○	6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。
評価結果		<p>総合的な人事管理として、理念や基本方針にもとづき「期待する職員像」が明示されている。職務分担表には職務の達成度や実績に基づいて昇格の対象とすることや3年ごとの人事異動について記載され、給与規程で特別昇給について規定している。自己評価を踏まえて園長と理事長が面談を行い、目標達成状況を評価している。職員に幼稚園教諭免許等の資格更新研修の受講を積極的に働きかけ、年休等も取得できるよう配慮している。</p> <p>人事基準を明確に定め、評価し、職員等に周知することが望まれる。</p>	

項 目		評価結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。 a
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
	<input type="radio"/> 2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
	<input type="radio"/> 3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
	<input type="radio"/> 4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
	<input type="radio"/> 5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
	<input type="radio"/> 6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
	<input type="radio"/> 7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
	<input type="radio"/> 8	人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。
評価結果	<p>職員の就業状況や意向の把握と働きやすい職場づくりについては、労務管理に関する責任者は園長で、職員の出退勤はタイムカードで把握している。職員の有給休暇の取得状況や時間外労働等のデータは、パソコンで管理して主幹保育教諭や園長、理事長が把握している。年1回ストレスチェックを実施し、糸満市より臨床心理士によるカウンセリングの案内には、必要と思われる職員に声掛けしている。園長が個別面談を実施して職員の悩みや相談に対応し、職務分担表で副主幹保育教諭が相談役と定められている。人事異動は本人の意向に配慮している。福利厚生としては、社会福祉施設職員退職手当共済制度による退職金制度があり、採用時及び年1回の健康診断と慶弔見舞い制度等がある。職員個々の健康状況を個人面談等で把握し、年次有給休暇取得の声かけをしている。全クラス2人担任制を実施し、フリー保育教諭や保育教諭補助を配置してノンコンタクトタイムや事務専念時間を確保し、長時間勤務の防止に努めている。特別な支援を要する子どもの増加に伴い、保育環境主任が定められ、保育環境の知識を習得して他の職員に伝える役を担っている。幼稚園教諭の免許更新時は、年休が取得できるよう配慮している。リフレッシュや誕生日等のための有給休暇の取得を推奨している。</p> <p>人材の確保、定着の観点から働きやすい職場づくりの更なる取組に期待したい。</p>	

項 目			評価結果
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
	○	2	個別面接を行う等認定こども園の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
	○	3	職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
	○	4	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
	○	5	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。
評価結果		職員一人ひとりの育成に向けた取組として、教育・保育計画で期待する職員像を明確にし、自己評価で目標管理のための仕組みが構築されている。前期と後期の2回の面談で職員一人ひとりの目標設定について確認している。職員の目標は目標項目や目標水準、目標期限が明確に設定されている。後期の面談では、設定した目標の達成状況について評価している。	
18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
判断基準	a	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点		1	認定こども園が目指す教育・保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
		2	現在実施している教育・保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、認定こども園が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
	○	3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
	○	4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。
	○	5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。
評価結果		<p>職員の教育・研修に関する基本方針や計画の策定と教育・研修の実施については、認定こども園が目指す教育・保育を実施するため、期待する職員像を「前向き・素直・謙虚」として執務室内に掲示している。園内研修計画として令和3年度は19項目が設定され、外部講師による「発達に合わせた運動について(体育ローテーションの確認)」の研修が実施されている。園内研修は専門部会ごとに研修担当と研修テーマを決めて実施している。研修計画と実施内容は年度末に評価し、見直しを行っている。</p> <p>基本方針や研修計画の中に、期待する職員像及び職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示することが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
	○	2 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
	○	3 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
	○	4 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
	○	5 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
評価結果	職員一人ひとりの教育・研修の機会の確保について、職員の資格取得状況は法人で確認している。初任者研修やキャリアアップ研修が県主催で実施され、園内では専門部会で研修担当を定め毎月の園内研修でOJTが実施されている。糸満市保育者育成指標を参考に階層別研修やテーマ別研修に参加させている。園長は、外部研修に関する情報を昼礼等に職員に提供して受講を推奨している。全職員が偏りなく研修に参加できるよう、シフトを調整し配慮している。		
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	①	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
判断基準	a	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	
	b	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	
	○	2 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	
	○	3 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
	○	4 指導者に対する研修を実施している。	
	○	5 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	
評価結果	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成の体制整備と取組について、実習生受け入れの基本的考え方がマニュアルに明記されている。実習生受け入れについて、子どもには前日と当日に説明し、保護者には掲示して伝えている。守秘義務に関する誓約書が実習先から提出されている。園長と主幹保育教諭が事前説明や実習プログラムの作成、所属校との対応、総合的な指導・助言・評価を行い、実習生の指導はクラス責任者が担っている。クラスや時間等の日程表が作成され、園長は、昼礼で、実習受け入れに際し、楽しい気持ちで実習ができるよう支援することを指導者へ伝えている。学校側との連携として、実習期間中に一度は担当教師の訪問があり、必要時は園長や主幹保育教諭が学校へ連絡する体制がある。 実習生受け入れマニュアルに、子どもや保護者への事前説明と守秘義務について追記することが望まれる。		

項 目			評価結果
II-3 運営の透明性の確保			
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
判断基準	a	認定子ども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b	認定子ども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c	認定子ども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/>	1	ホームページ等の活用により、法人、認定子ども園の理念や基本方針、教育・保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
	<input type="radio"/>	2	認定子ども園における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
	<input type="radio"/>	3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
	<input type="radio"/>	4	法人(認定子ども園)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(認定子ども園)の存在意義や役割を明確にするように努めている。
	<input type="radio"/>	5	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。
評価結果		<p>運営の透明性を確保するための情報公開については、ホームページ等で法人の理念が公開されている。苦情・相談の体制や内容については玄関にポスターを掲示し、苦情内容は園だよりや掲示版等で公表している。法人の理念や子ども園の基本方針等について、園長は地域自治会の総会や高齢者施設の行事参加時の挨拶で説明している。夏祭り等の実施について、近隣の団地や公的施設に掲示していたが、現在はコロナ禍で中断している。</p> <p>認定子ども園の基本方針や教育・保育の内容、事業計画・報告等のホームページでの公開、及び地域子育て支援のミニミニネイチャーランドKOYOのパンフレット等を地域に向けて配布することが望まれる。</p>	
22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/>	1	認定子ども園における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
	<input type="radio"/>	2	認定子ども園における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
	<input type="radio"/>	3	認定子ども園の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
	<input type="radio"/>	4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。
評価結果		<p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組については、法人として経理規程が定められ、経理や取引に関するルールが規定されている。運営規程と事務分担表で職務権限と責任が明確にされている。認定子ども園における事務、経理、取引等について法人の内部監査が実施されている。子ども園の財務については、毎月、税理士事務所の報告を受け、監査にも立ち合わせている。労務については、法人施設合同で社会保険労務士から助言を受けている。毎年、県による社会福祉法人指導監査を受けている。</p> <p>認定子ども園における事務、経理、取引等に関するルールについて、職員等への周知が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献			
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
	○	2	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
	○	3	子どもの個別状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
	○	4	認定こども園や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
	○	5	個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。
評価結果		子どもと地域との交流を広げるための取組について、地域との関わり方の基本的な考え方は運営規程に運営の方針として記載されている。お散歩マップには、公園や交番、店舗等の地域の情報が記載されている。お散歩マップは園内に掲示され、空手道場やちびっこバスケットクラブのチラシ等も情報提供されている。子どもたちは、職員と一緒に地域自治会の夏祭りに太鼓の演舞等で参加し、高齢者施設での交流も行っているが、この2年間は、コロナ禍のため実施できていない。社会資源の利用については、県外から転入した児童が、園での空手指導を経て、地域の空手道場に通うようになり、保護者と子ども地域での仲間づくりに繋がっている。	
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	b
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
		2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
	○	3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
	○	4	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
	○	5	学校教育への協力を行っている。
評価結果		ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢の明確化と体制の確立については、ボランティアの受入に関する基本姿勢がマニュアルに記載されている。受入れについては、ボランティアカードによる登録手続きや事前説明用のパンフレットを準備し、ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点で必要な支援が行われている。中学校の職場体験や高校生のインターンシップでは守秘義務についての誓約書も提出させて実施していたが、今年度はコロナ禍で受入れを中止している。 ボランティア受入れマニュアルに、学校教育への協力についての基本姿勢の明文化、及び誓約書の提出について追記することが望まれる。	

項 目			評価結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	①	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
判断基準	a	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	
	b	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	
	c	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/>	1	当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
	<input type="radio"/>	2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
	<input type="radio"/>	3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
	<input type="radio"/>	4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
	<input checked="" type="radio"/>	5	地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
	<input type="radio"/>	6	(認定こども園)家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。
評価結果	<p>認定こども園として必要な社会資源の明確化と関係機関との連携については、近隣の小学校や公園、交番、スーパー等が記載されたお散歩マップを作成して園内に掲示している。入園のしおりには子育て支援センターやファミリーサポートセンター、病児保育病院の連絡先等が記載されている。転職や退職、世帯状況の変更等がある場合は、こども園の手続きに変更が求められることを情報提供している。子育て支援に必要な情報は職員会議等で説明するなど職員間での情報共有が図られている。認定こども園と法人の運営する保育施設との合同会議が毎日実施し連携している。地域の小規模保育所との会議や接続カリキュラムに関する光洋小学校や関連施設との定期会議が実施されている。支援が必要な子どもに対しては、児童デイサービスの相談員、保護者とのモニタリング会議を実施し、市の臨床心理士の巡回相談で助言を受けている。虐待や不適切な養育が疑われる場合は、糸満市こども未来課や児童相談所へ報告・相談して連携を図っている。</p> <p>着眼点5は、地域に適当な関係機関があり、対象外とする。</p>		

項目		評価結果
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○	1 認定こども園(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
		2 (認定こども園)認定こども園のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
		3 (認定こども園)地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。
評価結果		地域の福祉ニーズ等を把握するための取組について、理事長は市の障がい児判定委員として地域における障害児と保護者の状況を把握している。園長は小規模保育所との合同会議や地域子育て支援事業を実施して地域における福祉ニーズや生活課題等の把握に務めている。理事長と園長は地域自治会の総会に参加し、地域行事への子どもたちの参加が保護者の地域参加を促すなど地域の活性化に役立つとして、地域夏祭りに職員と子どもたちを積極的に参加させている。 認定こども園のもつ機能の地域への還元や民生委員・児童委員等との定期的な会議を通して、また、相談事業などを通じ、地域住民に対して、多様な相談に応じることにより、地域の具体的な福祉ニーズを把握することが望まれる。
27	②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点		1 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動(地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等)を実施している。
		2 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
	○	3 多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
	○	4 認定こども園(法人)が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。
		5 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。
評価結果		地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動の実施については、地域自治会の夏祭りに職員と園児が太鼓の演舞で出演し、多くの保護者が集い・交流の場となるなど、地域コミュニティの活性化やまちづくりに貢献している。地域の保護者と児童に園庭を開放して相談事業等の子育て支援事業を実施し、保護者から排泄の自立についてなどの相談を受けている。地域づくりと子育て支援事業が全体的な計画に記載され、地域・子育て支援(ミニミニネイチャーランドKOYO)計画が作成されているが、コロナ禍により十分な実施ができていない。 相談事業や還元事業、民生委員等から把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる公益的な事業・活動、例えば地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援、職員による研修・講座等の計画を作成して取り組むことが望まれる。 着眼点1が確認できないため、判断基準によりC評価となる。

項 目

評価
結果

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

28	①	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
判断 基準	a	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。	
	b	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	
	c	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1	理念や基本方針に、子どもを尊重した教育・保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	○	2	子どもを尊重した教育・保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	○	3	子どもを尊重した教育・保育に関する基本姿勢が、教育・保育の標準的な実施方法等に反映されている。
	○	4	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
	○	5	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
	○	6	(認定こども園)子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
	○	7	(認定こども園)性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
	○	8	(認定こども園)子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。
評価結果	<p>子どもを尊重した教育・保育について共通理解するための取組に関しては、法人理念を「共に育つ」とし、基本方針を「ひとりひとりを大切に育てる保育」と明示している。全国保育士会の「倫理綱領」を活用し、子どもを尊重した教育・保育について園長以下全職員が毎年振り返りを実施して取り組んでいる。子どもを尊重した教育・保育に関する基本姿勢は教育・保育計画や月案等に反映させている。児童虐待に関するズーム研修を全職員が受講している。「ちくちく言葉」や「ふわふわ言葉」について子どもたちに伝え、毎日のサークルタイムで振り返りを行い、子どもたち自らの気づきを促している。異年齢保育では、年長児が年少児を自然に手助けする姿が見られ、それが同年齢の支援を要する子に対しても行われている。混合名簿を採用し、園児の名前に「さん」をつけて呼んでいる。今年度はオリンピックとパラリンピックの開催があり、各国の国旗作成や手話ソング等に取り組み、9月のミニミニ発表会で披露し、保育ドキュメントを作成して保護者にも文化の違いや互いを尊重する心について伝えている。</p>		

項 目			評価結果
29	②	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	a
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。	
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。	
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	
	○ 2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した教育・保育が実施されている。	
	○ 3	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	
	○ 4	子どもや保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	
評価結果		子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育の実施について、着替え時や排泄時の配慮等を記載したマニュアルが整備され、職員会議等で職員の理解が図られている。着替える順序や互いに離れて着替えること等を説明し、プライベートゾーンについては「見るのも見せるのもいけないこと」等を絵本や紙芝居を活用して伝えている。女兒の排泄介助は、女性保育教諭が行っている。着替え時は、衝立を用いて男女別に別れ、外から見えないようにカーテンを閉めている。子どものプライバシーを守る取組（着替える順序やスカート丈が短い場合のスパッツの着用、肌着の着用等）について保護者に伝えている。	
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
30	①	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
判断基準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	理念や基本方針、教育・保育の内容や認定こども園の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	
	○ 2	認定こども園を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	
	○ 3	認定こども園の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。	
	○ 4	見学等の希望に対応している。	
	○ 5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	
評価結果		利用希望者に対する認定こども園選択に必要な情報の提供については、理念や基本方針、教育・保育の内容や認定こども園の特性を紹介した資料を市役所の窓口には置いている。イラストや表を使って分かりやすく作成されたパンフレットを園の紹介資料としている。園の利用希望者には園長や主幹保育教諭が個別に説明して見学にも対応している。パンフレットは適宜見直しを行っている。	

項 目			評価結果
31	②	教育・保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
判断基準	a	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	教育・保育の開始及び教育・保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
	○	2	教育・保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
	○	3	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
	○	4	教育・保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
	○	5	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。
評価結果		<p>教育・保育の開始・変更時の保護者へのわかりやすい説明について、入園時は重要事項説明書と「光洋こども園のしおり」で説明し、同意を得ている。教育・保育の変更時は市役所で手続きして同意を得ている。重要事項説明書と「光洋こども園のしおり」は、子どもに関する園生活の重要な情報書類で継続活用するためファイル綴じにして保護者に配布している。個人面談時はファイルの持参を義務付け、見直しや追加資料等の周知に役立っている。入園時の説明は、教育・保育の内容や園の様子をパワーポイントを使って紹介し、持ち物等は園児が使っている実物で説明している。特に配慮を要する保護者には、本人と信頼関係のある保健師等の同席や書類にルビを振る等により、丁寧に説明している。</p>	
32	③	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
判断基準	a	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。	
	b	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	認定こども園等の変更にあたり、教育・保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
	○	2	認定こども園の利用が終了した後も、認定こども園として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
		3	認定こども園の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。
評価結果		<p>認定こども園等の変更にあたり、教育・保育の継続性に配慮した対応について、卒園時は園児指導要録を小学校に提出し、転園時は在園証明書を保護者へ渡し、園児指導要録と健康診断票を送付している。転園先の園長や保護者に、手紙を添えて、その後の相談や子どもの状況報告が受けられるよう配慮している。退園が決まった際は、役所等の手続きがあることを丁寧に説明し、退園後も相談等の連絡ができるよう園長と主幹保育教諭が窓口となっている。</p> <p>現在実施している退園や転園の手順等の文書化、及び認定こども園の利用が終了した時の手紙に、子どもや保護者等に対して、その後の相談方法や担当者について追記することが望まれる。</p>	

項 目		評価結果
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	①	利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。
判断基準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	(認定こども園) 日々の教育・保育のなかで、子どもの満足把握するように努めている。
	○ 2	保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
	○ 3	保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足把握を目的で定期的に行われている。
	○ 4	職員等が、利用者満足把握を目的で、保護者会等に出席している。
	○ 5	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
	○ 6	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。
評価結果	<p>利用者満足の上を目的とする仕組みの整備と取組について、職員は、日々の教育・保育を通して子どもの様子を観察するとともに、子どもたちが自主的に一日の行動や言動を振り返る「サークルタイム」で子どもの満足把握をよう務めている。行事後や年1回実施する教育保育に関する保護者アンケートを集計・分析して職員会議等で検討している。個人面談を年2回実施し、食事の補助具等の保護者の要望については職員会議等で報告して対応している。園長と主幹保育教諭が保護者役員会に参加している。コロナ禍における保護者主催の行事予算について、検討の結果絵本に変更し、おやすみ前の親子絵本タイム用として「おやすみなさいの絵本」を保護者に届けている。保護者の意見により、コードモンアプリの内容を紙情報にして掲示するとともに、玄関に掲示されている職員紹介に名字を追加している。</p>	

項 目			評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	
	b	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。
	○	2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
	○	3	苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
	○	4	苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
	○	5	苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
	○	6	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
	○	7	苦情相談内容にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。
評価結果	<p>苦情解決の仕組みの確立と周知・機能については、苦情解決責任者を園長、苦情解決受付担当者を主幹保育教諭とし、第三者委員を2名選出して苦情解決の体制を整備している。玄関前には苦情相談対応窓口や第三者委員を明記した沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターを掲示し、意見箱が設置されている。保護者には苦情対応の体制を記載した重要事項説明書を配布している。保護者アンケートを実施し、園だよりに「ご意見・ご要望について玄関に意見箱を設置」と記載して活用を促している。保護者からの「コドモン配信でお手紙がなくなることへの不安」や「電話連絡の際、同姓職員が複数おり特定ができない」等の意見に対し、お手紙を玄関に掲示し、職員紹介に名字を追記して対応している。感染症の対策についての苦情には、園での対応や消毒方法を園だよりに記載するとともに掲示板で公表している。玄関には消毒用品等を設置している。保健所や嘱託医師の指示を受けて感染対策を実施していることを具体的に説明し、報告している。</p>		
35	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
	○	2	保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
	○	3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。
評価結果	<p>保護者が相談や意見を述べやすい環境整備と保護者等への周知については、意見箱を設置し、保護者が相談できる相手として苦情相談窓口や第三者委員、沖縄県福祉サービス適正化委員会の連絡先が記載されたポスターが掲示されている。園だよりで玄関に意見箱を設置していることを周知している。コドモンアプリ導入後は保護者からの要望等はコドモンによる対応もされている。保護者が相談や意見を述べやすい環境としては、プライバシーに配慮して事務室で衝立を活用して対応している。</p>		

項 目			評価結果
36	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/>	1 職員は、日々の教育・保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	<input type="radio"/>	2 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	3 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	<input type="radio"/>	4 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	<input type="radio"/>	5 意見等にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
	<input type="radio"/>	6 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
評価結果	<p>保護者からの相談や意見への対応については、苦情相談対応窓口や意見箱を設置し、「苦情解決のしくみ」マニュアルが整備されている。職員は保護者が相談しやすく、意見が述べやすいように送迎時は保護者とのコミュニケーションに努めている。保護者から食事の補助具について要望があり、職員会議等で報告し対応している。職員は把握した相談や意見について速やかに園長へ報告して対応している。検討に時間がかかる場合は保護者に説明して対応を行っている。コドモン配信でお手紙がなくなることへの保護者の不安に対しては、玄関にお手紙等の紙情報を掲示して改善している。対応マニュアルは定期的に見直している。</p>		

項 目			評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。	
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
	○	2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。
	○	3	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
	○	4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
	○	5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
	○	6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
評価結果	<p>安心・安全な教育・保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制の構築については、危機管理マニュアルに現場の責任者は園長と明示され、「危機管理及び危機対応マニュアル、不審者発見時の対応や園内及び園外保育中に行方不明になった場合のフローチャート」等が整備され、職員に周知されている。教育・保育環境の整備として施設安全点検表に沿って、毎日、朝夕2回、室内と園庭、遊具の点検が実施されている。安全点検で気づいたターザンロープのワイヤーやブランコの金具等の劣化は、昼礼で報告して部品を交換する等の修繕をして安全対策を講じている。事故やヒヤリ・ハット発生時は、昼礼や職務会で再発防止策を検討し、園舎内ヒヤリ・ハットマップや園庭ヒヤリ・ハットマップの作成に反映させ、各クラスや玄関ホールに掲示し職員に周知している。散歩コースを毎年点検し、歩道の段差や割れ目、障害物等の危険箇所を写真に撮り、ヒヤリ・ハット箇所やAED設置場所を表示した「お散歩マップ」を作成して安全対策を図っている。県外で発生した不審者侵入事件等の事例収集時は、昼礼や職務会、危機管理専門部会等で再発防止策が検討され、サスマタの設置場所の確認や「リスクマネジメントや事故対応について」の職員研修に取り組み、不審者侵入対応訓練を計画し実施している。園で発生した事故による子どもの怪我は、保護者の立ち会いにより検証し、治療費等は損害賠償保険で対応されている。</p>		

項 目			評価結果
38	②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。	
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	
	c	感染症の予防策が講じられていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	
	○ 2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	
	○ 3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	
	○ 4	感染症の予防策が適切に講じられている。	
	○ 5	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	
	○ 6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	
	○ 7	(認定こども園)保護者への情報提供が適切になされている。	
評価結果	<p>感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制の整備と取組については、危機管理マニュアルで責任者を園長としている。保健マニュアルには、「衛生管理や感染症対応及び新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」等が含まれ、職員に周知するとともに法人内の看護師による「インフルエンザや新型コロナウイルス感染症対策」等の研修が実施されている。入園時は入園のしおりで、感染症の種類や子どもが感染症に罹った場合の登園基準等を保護者に説明している。新型コロナウイルス感染症対策として、子どもの登園時は、家庭での体温測定と咳チェックを記載した健康観察シートを提出させ、入室時は、玄関に設置されたロボット型サーモグラフィによる検温と手洗いの徹底に努めている。衛生管理マニュアルに沿った室内の消毒等が行われている。園内で感染症が発生した場合は、玄関に感染症名と発生人数を掲示してコドモンアプリで配信する等、保護者に情報を提供している。新型コロナウイルス感染症対応マニュアルについては、行政が示す基準に沿って随時、検討・見直しを行っている。</p>		

項 目			評価結果
39	③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	災害時の対応体制が決められている。
		2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、教育・保育を継続するために必要な対策を講じている。
	○	3	子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
		4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
	○	5	防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。
評価結果	<p>災害時における子どもの安全確保のための取組については、災害時の対応体制として園長を隊長とした自衛消防隊が組織されている。危機管理マニュアルには「火災、地震、津波、風水害、雷注意報時の対応」や「不審者発見時の対応マニュアル」等が含まれている。年間の避難訓練実施計画や不審者対応訓練年間計画を作成し、毎月災害や地震に伴う火災の発生を想定した避難訓練と、年3回の不審者対応訓練を実施している。こども園は海拔3.2mに位置し、津波対策として毎年隣接の小学校と連携して第2避難場所の県営団地7階以上への合同避難訓練を実施していたが、コロナ禍により中止している。現在は毎年11月に開催される県の広域地震・津波避難訓練に参加している。訓練時は、各クラス担任が保護者の緊急連絡簿や引き渡しカード、水やカンパン等の入った避難リュックを持ち出し、子どもの安否確認が行われている。災害発生時は、保護者にコドモンアプリで一斉送信することになっている。日頃から高い位置には物を置かない、避難経路に障害物を置かない等の安全対策を講じ、年2回、防災設備の定期点検も実施されている。備蓄は、職員室で避難リュックの補充用としてカンパン1ケース余が保管され、災害に備えて個別に子どもの衣服やアルミシート等を入れる非常持ち出しバックの準備が進められている。</p> <p>食料や備品類等の備蓄リストを作成し、常時3日分程度の備蓄の整備、及び被災時においても教育・保育を継続するために必要な対策を含めた事前の計画の整備が望まれる。園のしおりで第2避難場所を小学校体育館、県営西崎第二団地としているが、災害名の追記と津波発生時に向けての更なる取組に期待したい。</p>		

項 目			評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保			
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	①	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され教育・保育が提供されている。	a
判断基準	a	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。	
	b	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育の実施が十分ではない。	
	c	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。
	○	2	標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
	○	3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
	○	4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
	○	5	(認定こども園)標準的な実施方法により、教育・保育実践が画一的なものとなっていない。
評価結果		<p>教育・保育に関する標準的な実施方法の文書化に関して、マニュアルは「危機管理マニュアル」と「保健マニュアル」、「業務マニュアル」の三種に分類し、「災害や事故対応・感染症や食物アレルギー対応・指導計画書作成の手順書」等、各種対応マニュアルが多数整備されている。虐待対応マニュアルには「子どもの心を傷つけないよう配慮を要する」や接遇マニュアルでは「子どもの人権を尊重し、差別用語・言葉の暴力等、無意識に使用しないか職員間で確認する」等、子どもの尊重や権利擁護に関する姿勢が明示されている。マニュアルは、職員がいつでも確認できるよう各クラスや職員室に設置し、新人職員には、マニュアル担当の主幹保育教諭と副主幹保育教諭が個別に指導している。マニュアルは毎月、職務会後の園内研修で検証している。標準的な実施方法により教育・保育が画一的にならないようコロナ禍の行事は、園全体での開催からクラス毎のミニミニ運動会やミニミニ発表会に変更して実施されている。</p>	
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
	○	2	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
	○	3	検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
	○	4	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。
評価結果		<p>標準的な実施方法の見直しについては、年度末に園長と主幹保育教諭、副主幹保育教諭、各クラスリーダー職員等で構成するマニュアル作成・改善の専門部会で検証・見直しを行うとともに、毎月の職務会や専門部会等でも検討し実施されている。今年度は、法人共通の不審者発見時のフローチャートがこども園の実態に合わせて見直され、園内や園周辺の安全点検やヒヤリ・ハット事例に基づいてヒヤリ・ハットマップやお散歩マップを見直し、新たにプライバシー保護マニュアルが追加作成されている。コロナ禍により昨年の運動会は、保護者の参加を取り止め動画配信を行ったが、保護者から「動画では走る場面等、子どもの姿が見辛い」との意見に、今年度は全体での開催からクラス単位でのミニミニ運動会に変更し、保護者も人数制限して参加させている。マニュアルについては、各種分野毎に一覧表を作成し、必要に応じて新たなマニュアルの追加や見直しが行われている。</p>	

項 目		評価結果
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。 b
判断基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
	b	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
	c	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	指導計画作成の責任者を設置している。
	○ 2	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
	○ 3	さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
	○ 4	(認定こども園) 全体的な計画(教育課程を含む)にもとづき、指導計画が策定されている。
	○ 5	(認定こども園) 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
	○ 6	計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
	○ 7	(認定こども園) 指導計画にもとづく教育・保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
	○ 8	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。
	○ 9	(認定こども園) 指導計画は、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が反映されている。
評価結果	<p>アセスメントにもとづく指導計画の適切な作成については、年間や月間の指導計画、週・日案が作成され、指導計画策定の責任者を副主幹保育教諭とし、園長が統括している。アセスメント手法は確立していないが、入園面接時に入園面接用紙(3・4・5歳児用)で、子どものこれまでの保育状況や生活状況(食事・着脱・排泄・睡眠・運動・遊び・健康面等)を聞き取っている。家庭調査表や緊急連絡先及び健康調査表で家族構成や発育・生活状況の他、既往歴や健診・予防接種状況等を把握している。入園後は、送迎時やコドモンアプリを活用して保護者と情報交換し、個別面接では、「幼児期に育って欲しい10の姿」を基本に話し合い、子どもの発達上の課題や保護者の要望等を把握している。支援を要する子どもについては、保護者の同意の下、市の保健師や心理士との面接や児童デイサービス相談員とのモニタリング会議等で協議し、年2回(前期と後期)の個別指導計画が作成されている。指導計画は、全体的な計画にもとづき策定され、園長、主幹保育教諭、副主幹保育教諭、各クラスリーダーが参加するクラス会議で作成されている。年間指導計画は、年度末に職務会議で評価し、月間指導計画は、毎月第3火曜日に開催するクラス会議で振り返りが行われている。週・日案はクラス担任が週の振り返りや今日の気づき等をコドモンアプリに入力する仕組みとなっている。</p> <p>今回検討が望まれる事項として、①課題把握のためのアセスメント手法の確立、②年間や月間指導計画は「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」や教育の5領域に基づいた支援内容等で作成しているが、週・日案については、ねらいに沿って子どもの主体的な遊びや学びを育む週ごとの具体的な計画の作成、③指導計画には、支援を要する子どもの項目の設定等が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
43	②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/>	1	指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
	<input type="radio"/>	2	見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
		3	指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
	<input type="radio"/>	4	指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する教育・保育が十分ではない状況等、教育・保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
	<input type="radio"/>	5	(認定こども園) 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。
評価結果		<p>定期的な指導計画の評価・見直しについては、「指導計画に関する手順書」が作成され、年間指導計画は年度末の職務会で評価・見直しを実施している。月間計画は、毎月、園長と主幹保育教諭、副主幹保育教諭、各クラスリーダーが参加するクラス会議で、「今月のねらいや配慮事項」に沿って振り返りが行われている。週・日案については、クラス担任間で一日の気づきや今週の振り返りをコドモンアプリに入力し、次週の子どもの姿やねらいに反映する仕組みになっている。</p> <p>指導計画の緊急な変更については、天候の変化や子どもの体調等を見てクラス担任間で話し合い、遊びの内容を変更する等の対応をしているが、統一性は見られない。指導計画を緊急に変更する場合の仕組みの整備が望まれる。</p>	

項 目		評価結果
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	①	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。
判断基準	a	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
	b	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
	c	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	子どもの発達状況や生活状況等を、認定こども園が定めた統一した様式によって把握し記録している。
	○ 2	個別の指導計画等にもとづく教育・保育が実施されていることを記録により確認することができる。
	○ 3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
	○ 4	認定こども園における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
	○ 5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
	○ 6	コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。
評価結果	<p>子どもに関する教育・保育の実施状況の記録と共有について、子どもの発達状況や生活状況は、こども園が定めた統一した様式によって把握し記録されている。日々の記録は、コドモンアプリを活用し、日誌に一日の反省や配慮を要する子どもの個別記録が作成されている。子ども一人ひとりの教育・保育の実施の記録は、各期毎に記載する児童観察記録や児童票に記載されるとともに、5歳児は、年度末に指導要録が作成されている。子ども園での姿や行事の様子はブログやコドモンアプリを活用し、ドキュメンテーションや動画を配信している。指導計画や実施記録については、記録する職員によって書き方に差異が生じないよう、クラス会議で副主幹保育教諭を中心に指導助言が行われている。記録作成にあたっては、「記録のポイント」や「保育記録の書き方」、「連絡帳について」、「児童票の書き方」等のマニュアルが整備され、園内研修が実施されている。毎朝、出勤した職員は、管理日誌や保育日誌の早番申し送りを確認し子どもの情報を共有している。コドモンアプリで計画書や日誌も職員間で共有できるようになっている。毎日開催する昼礼では、各クラスの状況や事故発生等、緊急時の報告も行われ、重要案件や配慮を要する子どもの情報等は全体会議で報告して共有している。</p> <p>指導計画にもとづき、ねらいに対して子ども一人ひとりの状態が分かるよう、更に具体的な記録の作成が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
45	②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
	○	2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
	○	3	記録管理の責任者が設置されている。
	○	4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
	○	5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
	○	6	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。
評価結果	<p>子どもに関する記録の管理体制については、「個人情報保護の方針」や「文書規程」、「プライバシー尊重と保護」等が整備され、子どもの記録の保管や保存、情報の提供に関する事項を定め、記録管理の責任者を園長と主幹保育教諭としている。個人情報の不適正な利用や漏えいへの対策として子どもの記録簿やUSB等の持ち出しを禁止し、児童票や指導要録等の個人記録は職員室の鍵付き金庫で保管している。就業規則では、職員による個人情報及び特定個人情報の保護に違反した場合や個人情報保護の適正な利用と管理に向けた教育訓練の実施が明示され、入園時の面接担当職員を対象に主幹保育教諭と副主幹保育教諭による個人情報の取り扱いについての研修を実施している。保護者に対しては、重要事項説明書や園のしおりで「個人情報の取り扱い」や「個人情報保護」について説明し、「個人情報の利用及び提供についての同意書」を得ている。</p> <p>個人情報保護の方針への利用後の適正な廃棄の追記、及び個人情報の利用目的は、こども園で利用する全ての利用目的を特定して保護者からの同意を得ることが望まれる。個人情報の保護方針や個人情報の利用目的の公表が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育			
A-1-(1) 子どもの権利擁護			
46	A①	① 子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。	C
判断基準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	
	b	—	
	c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	1	子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
	○ 2	子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた教育・保育が実施されている。	
	○ 3	権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	
	○ 4	権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	
	○ 5	職員間で子どもの権利に関する研修の機会を持っている。	
評価結果	<p>子どもの権利擁護に対する取組の徹底については、運営規程で「職員による子どもへの虐待等の行為禁止」や「職員又は保護者等による虐待発生時の通告」を規定し、重要事項説明書でも「虐待防止のための措置」を明示し、虐待防止の責任者を園長としている。「虐待対応フローチャートや発生時マニュアル」が整備され、年1回マニュアルの園内研修を位置付けて実施している。「子どもの人権を大切にする保育」や「メンタルヘルス」等の研修も実施され、職員の理解が図られている。権利侵害の防止と早期発見のための取組としては、マニュアルの「早期発見チェックリスト」を参考に登降園時の子どもの表情や保護者の子どもへの対応に注意を払い、日中の子どもの様子や着替え時等に子どもの変化を確認している。これまでに虐待に繋がる事例はないが、児童相談所から気になる保護者についての連絡があり、保護者とのコミュニケーションを図り、保護者と子どもの様子を観察し、昼礼や申し送り等で情報を共有している事例がある。</p> <p>子どもの権利擁護について、要件として職員は権利擁護の代弁者(アドボケイト)であることを前提として①子どもの意向への配慮②権利についての配慮③子どもが意見や苦情を述べやすい配慮④虐待防止等を含めたマニュアルの整備が望まれる。</p> <p>着眼点1が確認できないため、判断基準によりC評価となる。</p>		

		項 目		評価結果
A-2 教育・保育内容				
A-2-(1) 全体的な計画(教育課程を含む)の作成				
47	A②	①	認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく全体的な計画の作成及び全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。	b
	判断基準	a	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成している。	
		b	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえて指導計画は作成しているが、十分ではない。	
		c	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成していない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	全体的な計画(教育課程を含む)は、児童憲章、児童の権利に関する条約、教育基本法、児童福祉法、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの趣旨をとらえて作成している。	
		○ 2	全体的な計画(教育課程を含む)は、養護(生命の保持・情緒の安定)と教育(健康・人間関係・環境・言語・表現)の各領域を考慮して作成している。	
		○ 3	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育要領や目標に基づいて作成している。	
		○ 4	全体的な計画(教育課程を含む)は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や教育・保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。	
		○ 5	指導計画は、全体的な計画をふまえて作成している。	
		○ 6	指導計画は、保護者にわかりやすく説明している。	
		○ 7	全体的な計画(教育課程を含む)は、教育・保育に関わる職員が参画して作成している。	
		○ 8	全体的な計画(教育課程を含む)は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。	
	評価結果	<p>全体的な計画には、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて、法人理念や保育理念、保育方針、保育目標(こども像)が位置づけられている。全体的な計画は、教育・保育要領上の「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」等に基づいて、養護と教育及び保育の各領域や子どもの発達過程が表示されている。教育・保育提供時間や小学校との接続、健康支援、食育の推進、環境、衛生・安全、災害への備え、子育て支援、職員の資質向上、研修計画、主な行事、地域との関わり、家庭との連携、特色ある教育と保育、自己評価、情報公開などで作成されている。全体的な計画の見直しは、法人3園の園長や主幹保育教諭、副主幹保育教諭が使用中の計画を検証し見直して、年度末に職員会議で周知している。教育課程や年間(期間)指導計画は全体的な計画を踏まえて作成されている。</p> <p>検証・見直しの職員参画による実施、及び評価反省結果の明文化が望まれる。</p>		

項 目

評価
結果

A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開

48

A③	①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
判断 基準	a	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	
	b	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。	
	c	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼 点	○	1	室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
	○	2	認定子ども園内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
	○	3	家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
	○	4	一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
	○	5	食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
	○	6	手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。
評価結果		<p>生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境の整備について、室内には温度、湿度計が設置され、エアコンや扇風機で温度を調整し、空気清浄機が設置されている。設備や用具については園内の衛生管理マニュアルが作成され、各部屋の床は1日に2回拭き、トイレや便器、棚、机等は1日1回と決められ保育教諭が朝実施している。室内にある遊具やベッド等は水洗いし日光消毒もしている。消毒液等は、次亜塩素酸ソーダやバイゲンラックス等とそれぞれに決められて消毒をしている。安全管理については、室内は29項目の安全点検表により毎日実施され、園庭や固定遊具等は、21項目の安全点検表により朝と夕方の2回、保育教諭が当番制で実施している。不備の箇所等は点検表に具体的に記録され報告されている。一人ひとりの落ち着ける場としては、マット等が準備され、3・4歳児は昼寝をし、5歳児は静かな活動をしている。食事は各クラスがホールで摂り、各年齢が同じテーブルで食べることもある。トイレは清潔で子どもが利用しやすい造りとなっている。5歳児用は男女共用で、和便器と小便器が1基ずつ設置され、3・4歳児は共用で小便器と洋便器2基と和便器3基がありドアが設置されている。</p>	

項 目			評価結果	
49	A④	②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	a
判断基準	a	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。		
	b	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。		
	c	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、教育・保育を行っている。	
	○	2	子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。	
	○	3	自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。	
	○	4	子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。	
	○	5	子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。	
	○	6	せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	
評価結果	<p>一人ひとりの子どもを受容と子どもの状態に応じた教育・保育について、教育・保育方針は「一人ひとりを大切に保育」を掲げている。子どもの発達や家庭での過ごし方を含め一人ひとりに合わせた工夫や配慮として、各クラスで1日のまとめにサークルタイムとして一人ひとりの思いを話す時間を設けて発表させている。3才児では体育遊びに参加することを嫌がるので、無理強いせず陰で座ってみているよう伝え「待っているからやりたくなったら来てね」と声掛けをしていたら、しばらくして「やっぱりやりたい」と参加することになり、保育教諭として「今後も気分が乗らない子には無理強いせず気持ちをくみとって関わっていく」との思いが記録されている。4歳児では、お気に入りのタオルを手離せない子に、「持っておきたいの？」と本児の気持ちを受け止めながら関わることで、安心して居る姿が見られた」との記録があり、子どもの気持ちにそって適切に対応している。5歳児では、「先生見て～、縄跳びできるようになった！見て！」とぎこちない跳び方だったが、全く跳べなかった縄跳びを繰り返し練習した様子がうかがえたので、「たくさん練習したんだね、跳べてうれしいね」と声掛けしたとの記録がある。子ども同士おもちゃの片づけで喧嘩になってお互いに泣き出してしまった時、いつもは保育教諭が仲立ちに入るが、一人の子が「どうしたの？」「何が嫌だったの？」と相手の気持ちを受け止める様子があり、怒っていた子も気持ちが落ち着き、喧嘩が収まっている。「子ども同士で解決していく力が付いた様子が伺えた」等、一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。</p> <p>その月の指導計画から子どもの活動の状況の結果が把握できたが、週・日案のねらいに沿った遊び等の展開の状況や達成の遅い子どもの支援の工夫についての追記等に期待したい。</p>			

項 目			評価結果	
50	A⑤	③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
判断基準	a	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。		
	b	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。		
	c	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	
	○	2	基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。	
	○	3	基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。	
	○	4	一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	
	○	5	基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。	
評価結果	<p>子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境整備と援助については、各年齢ごとの年間指導計画や月間指導計画に基本的な生活習慣の項目が設定されている。3歳児では、年間目標として「園での1日の流れに見通しを持ち、基本的な身の回りの事は自分でやろうとする」を掲げ、出来るだけ薄着をし、早寝・早起きをする、身についた生活習慣の見直しをする、戸外から帰ったら手洗い・うがいをする等を計画に挙げている。上手に食べられる子もいるが、お箸の持ち方や使い方についても「少人数づつお箸を取り入れる、スプーンを上手持ちの子もいるので、正しい持ち方を繰り返し伝え、徐々にお箸が持てるようにしていく」と強制することなく一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。4歳児は子どもから「早寝・早起き・朝ご飯をすると風邪をひかないんだよね」の発言があり、「寒さのため生活習慣が乱れがちになるので、一人ひとり状態を見守り、うがいや手洗いについて、自分からしようとする気持ちが持てるようにする」「食事のマナーについて、みんなまで再確認し、気持ちの良い食べ方を子どもたち自身が自覚をもって気を付けられるように」と子どもの主体性を尊重している状況が確認できる。5歳児については、食事のマナーの確認と見直しを掲げ、「正しい姿勢など生活習慣がまだ身につけていない子は一人ひとり丁寧に働きかける」とあり、配慮すると同時に「うがいや手洗いの必要性を子どもと一緒に考えていく場を設ける」「子どもが自分から体の変化や異常を保育者に伝えることが出来るように、子どもの言葉に耳を傾けたり、話しやすい雰囲気を作ったりしていく」と基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。昼食後はおやつまで3・4歳児は午睡し、5歳児は静かな活動(かるた、パズル、ぬり絵、お絵かき)が実施されている。遊びと休息のバランスが保たれるように工夫している。</p>			

項 目			評価結果	
51	A⑥	④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	b
	判断基準	a	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	
		b	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。	
		c	子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	<input type="radio"/> 1	子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境(時間と空間)の配慮をしている。	
		<input type="radio"/> 2	子どもが自発性を発揮できるよう援助している。	
		<input type="radio"/> 3	遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。	
		<input type="radio"/> 4	戸外・園外活動には、季節の移り変わりを感じることができるような視点を取り入れている。	
		<input type="radio"/> 5	生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係や決まりの大切さに気づき、自分の気持ちを整理する力が育まれるよう援助している。	
		<input type="radio"/> 6	子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。	
		<input type="radio"/> 7	子どもが一人ひとりの状況に応じて、「言葉で伝え合い」、「言葉に対する感覚を養えるよう」配慮している。	
		<input type="radio"/> 8	子どもが様々な表現活動を楽しめるよう工夫している。	
	評価結果	<p>子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育の展開については、「たくましい体づくり」を方針として、毎日動きやすい体育着登園を推奨し、登園後は芝生のある広い園庭で毎朝全園児がリズムカルな体操とマラソン、「体育ローテーション」を実施している。「体育ローテーション」は跳び箱、平均台、マット運動、トランポリン等多数の遊具を設置して思い切り身体を動かし、子どもたちの「できた!」「またやりたい!」を積み重ねながら活動の基礎となる力を育んでいる。園庭には砂場や固定遊具(ブランコ、滑り台、雲梯、鉄棒)も設置されている。長縄跳びやフラフープ、ドッジボール、ホッピング、タイヤ跳び箱、竹馬、短縄、砂場等の遊具を使った遊びの他、「瞬間認知」「空間認知」向上をねらいとし、鬼ごっこを楽しんでいる。木登りのできるガジュマルやソウシジュ等が園庭を囲み、子ども達が植えたチューリップや草花等が植えられ、夏は泥んこ遊びやシャボン玉、朝顔を使った色水遊び等が実施されている。室内遊びはブロックやパズル、ぬり絵、お絵かき、折り紙、ままごと、車、粘土、手回しこま、絵本、レゴ、製作遊び、マフラー作り、こま回し、かるた、文字カード等の環境を整備している。園庭の一角には東屋を設置し、ウサギが飼育され、室内の共用スペースには水槽でグッピー等が飼育され、小動物に興味を持てるよう配慮されている。季節の移り変わりを感じるねらいとして、秋には落ち葉や草花の色、木の実等を収集し、季節が感じられる製作に繋げている。園庭の一角にある畑には大根や玉ねぎ、パパイヤ等が植えられ、各所にベゴニア等季節の花のプランターが置かれている。全園児対象に外部講師によるリズムや体操の指導が行われ、5歳児のクラスでは空手や習字にも外部講師を招聘している。3色綱引きを実施し、グループに分かれて動きやとっさの対応等作戦会議で協議するなど、協同で活動する場面が確認できた。11月にミニミニ運動会を各クラス毎に実施し、実施するクラス以外の他のクラスが裏方として準備に当たるなど全園児が運動会に対応している。</p> <p>子どもが一人ひとりが主体的に活動できる配慮が望まれる。</p>		

項 目

評価
結果

52

A⑦	⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	/
判断 基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	b	適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼 点	1	0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。	
	2	0歳児が、安心して、保育教諭等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。	
	3	子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。	
	4	0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。	
	5	0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。	
	6	0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。	
評価結果		0歳児が在籍していないため、評価対象外とする。	

53

A⑧	⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	/
判断 基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼 点	1	一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。	
	2	探索活動が十分に行えるような環境を整備している。	
	3	子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。	
	4	子どもの自我の育ちを受け止め、保育教諭等が適切な関わりをしている。	
	5	保育教諭等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。	
	6	様々な年齢の子どもや、保育教諭以外の大人との関わりを図っている。	
	7	一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。	
評価結果		3歳未満児が在籍していないため、評価対象外とする。	

項 目			評価結果
54	A⑨	⑦ 3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している	
	b	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 3歳児の教育・保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
	○	2 4歳児の教育・保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
	○	3 5歳児の教育・保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
	○	4 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。	
評価結果		<p>3歳以上児の教育・保育における養護と教育の一体的な展開と環境整備、教育・保育の内容や方法への配慮として、3歳児では、年間目標として「保育者や友だちと関わり、様々なものや現象に興味をもって遊びに熱中したり、遊びを通して相手の気持ちにも気づいていく」を掲げ、「園庭で友達と一緒にままごとをして楽しんでいるが、互いにふざけ合ったり、自分のやるべきことが進まなくなったりするので、生活や遊びの面でのメリハリを身につくよう言葉かけをしていく」「年長児の遊びを見てフープや縄跳び、跳び箱は5段・6段と挑戦する姿がみられる」等の記録がある。4歳児では、コロコロドッジボールに夢中で、お手製のループでコーナーを自分たちで設置し、外と内の役割も決めてクラスで実施している。椅子取りゲームや爆弾ゲーム等、友達と楽しみながら遊びや活動に取り組める環境を整備している。室内では鋏を使っての制作や文字カードを使って遊んでいる。5歳児は、園庭で鬼ごっこやルールのあるホッピング、バランスサー、綱引き等が実施されている。一人ひとりの子どもの希望で短縄等も実施できるように整備され、チラシや新聞紙で鞆を作って落ち葉拾いに使ったりと環境を整えている。1日の反省として教育保育の終了時にサークルタイムを設定し、一人ひとりが発言できる時間を設定している。子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等については、玄関先に保育ドキュメンテーションが各クラス毎に設置され、送迎時やクラスだより、個人面談等で保護者に伝えている。小学校には、こども園要録で報告されている。</p>	

		項 目		評価結果
55	A⑩	⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	b
	判断基準	a	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	
		b	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c	障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点		1 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。	
		○	2 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。	
		○	3 計画に基づき、子どもの特性に応じた指導・援助を行っている。	
		○	4 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。	
		○	5 保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	
		○	6 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。	
		○	7 職員は、障害のある子どもの教育・保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。	
		○	8 他の保護者に、障害のある子どもの教育・保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。	
	評価結果	<p>障害のある子どもが安心して生活できる環境整備と教育・保育の内容や方法への配慮として、全体的な計画に特色ある教育・保育として障害児保育が表示され、特別支援教育の年間計画が作成されている。特別支援コーディネーターとして副主幹保育教諭が配置されている。今年度は、支援児が8人で全クラスに在籍している。クラス担任が個別の教育支援計画を作成し、一人ひとりの教育・保育の支援内容が記録されている。計画内容としては、個別年間指導計画(長期)と個別支援計画(短期)が作成されている。項目として保護者の願いや園内方針、基本的な生活習慣(運動、食事、排せつ、着替え)と社会的生活に関すること(環境、言葉、表現、行動・情緒・人間性、その他)について、ねらいや援助と配慮、評価・今後の課題などが記録できるようになっている。関係機関との連携(家庭との連携、医療、その他)も作成されている。計画に基づいて子どもの特性に応じた指導・援助が行われ、午前や午後に3か所の児童デイサービスを利用し、児童デイサービス相談員とのモニタリング会議等を実施している。糸満市による心理士や保健師の巡回指導を受けている。巡回指導はこども園からの要請により実施され、昨年はほぼ毎月実施されている。職員は市の主催する研修を受講し、発達支援児に関して保護者からの相談に対応し、個人面談を実施している。5歳児5人の進学先(3人は特別支援学校、2人は小学校の特別支援学級)が決定している。重要事項説明書に「障害児保育」についての内容も表示されている。</p> <p>建物設備の支援児を受け入れられる環境の整備、及びクラス等の指導計画に、支援を要する子どもの項目の設定が望まれる。</p>		

		項 目		評価結果	
56	A⑩	⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	b	
	判断基準	a	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。		
		b	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。		
		c	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮していない。		
		n	わからない、判断できない。		
	着眼点	○	1	1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。	
		○	2	在園時間の長い子どもが安心して、家庭的でゆったりと過ごすことができる環境に配慮している。	
		○	3	在園時間が長くなる中で、教育・保育形態の変化がある場合でも子どもが楽しく過ごせるよう配慮している。	
		○	4	年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。	
		○	5	子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。	
○		6	在園時間の長い子どもに配慮した、安全な午睡環境を整備している。		
○		7	子どもの状況について、保育教諭間の引継ぎを適切に行っている。		
○		8	担当の保育教諭と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。		
○		9	1号認定子どもの長期休暇後の教育・保育内容が配慮されている		
	評価結果	<p>在園時間の異なる子どものための環境整備と教育・保育の内容や方法への配慮について、職員は時差勤務を行い、午睡後のおやつ時間から異年齢保育を行い、おやつ後は5歳児の部屋で実施している。重要事項説明書に延長保育や一時預かり保育が記載されている。昼食後3・4歳児は午睡を実施し、5歳児は静かな活動を位置付けている。園の方針として午後のおやつ時間から7時30分まで異年齢保育を実施している。今年度は延長保育利用者は月に1回又はほぼ利用が無い状況で、一時預かり保育は8名の利用がある。園独自でおやつ(せんべい等)が用意されている。パズルや絵本等で遊び、子どもが楽しく過ごせるようマット等を敷いて配慮されている。登園の早い子どもや延長保育を利用している子どもの様子については、昼礼時に管理日誌に担当が記録して、延長当番保育教諭に提出し、当番保育教諭から保護者に伝える体制になっている。月や週・日の指導計画に長時間保育や1号認定子どもの長期休暇後の教育・保育内容についての位置づけも望まれる。</p>			

		項 目		評価結果
57	A⑫	⑩	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
	判断基準	a	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	
		b	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。	
		c	小学校との連携や就学を見通した計画(接続)、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	<input type="radio"/>	1	計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた教育・保育が行われている。
		<input type="radio"/>	2	子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
		<input type="radio"/>	3	保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
		<input type="radio"/>	4	保育教諭等と小学校教員との意見交換、合同研修や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
		<input type="radio"/>	5	施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、「幼保連携型認定こども園児指導要録」及び「認定こども園こども要録」を作成している。
	評価結果	<p>小学校との接続、就学を見通した計画に基づく教育・保育の内容や方法、保護者との関わりへの配慮については、全体的な計画に小学校との接続が位置付けられている。隣接する小学校との接続計画として、小学校を含め近隣こども園や保育園等6か所共同のアプローチカリキュラムが作成されている。幼小連携年間計画が作成され、小学校教員も参加する連絡協議会を5回、施設だけの交流会を5回と、ほぼ毎月実施されている。2年間に亘って避難訓練を隣接する光洋小学校の6年生と一緒に実施している。コロナ禍で、5年生との交流会は中止している。保護者が小学校以降の子どもの生活について見通しを持てるよう、就学に向けた個別面談等を通して支援している。園長の責任において「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」の視点に基づいたこども園指導要録を作成し、各小学校へ引き継いでいる。</p>		

項 目

評価
結果

A-2-(3) 健康管理

58	A⑬	①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
	判断 基準	a	子どもの健康管理を適切に行っている。	
		b	子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	
		c	子どもの健康管理を適切に行っていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼 点	○	1 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。	
		○	2 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。	
		○	3 子どもの保健に関する計画を作成している。	
		○	4 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。	
		○	5 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。	
		○	6 保護者に対し、園の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。	
		○	7 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。	
		○	8 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。	
	評価 結果	<p>子どもの健康管理については、保健マニュアルや保健計画が作成されている。入園時に個別面談を実施するとともに、年度初めに子どもの発育や既往歴、予防接種状況等の健康状態を把握して児童票に記録している。日々の子どもの健康状態は、登園時に視診するとともに、家庭での検温と咳チェックシートを確認し、サーモグラフィーによる検温でも把握している。子どもの怪我や発熱等の体調変化時は保護者に連絡し、迎えに来るまでは職員室(ベッド)で観察している。緊急時は病院受診を行い、子どもの状態によって受診等の判断を迷う時は法人の看護師に助言を求めて対応している。子どもの帰宅後の様子は、翌日経過等を確認している。保健計画に沿って定期的な身体測定や内科・歯科検診、尿や糞虫検査、視力や聴力検査が実施されている。園のしおりや重要事項説明書に「緊急時の対応方法」や「園での投薬」、「食物アレルギー児への対応」、「感染症に罹患した場合の登園基準」等、子どもの健康に関する方針を記載し、保護者に説明している。SIDS(乳幼児突然死症候群)については、マニュアルを整備し午睡を行う3歳児と4歳児を対象に15分間隔で顔の向きや呼吸の観察を記録し、睡眠中に寝返りでうつ伏寝になった時は仰向けにし、顔に毛布が掛かっている場合はよける等の対応をしている。保護者には、SIDSのポスターを掲示して周知し、職員には法人の看護師によるSIDSの研修を実施している。</p>		
59	A⑭	②	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	a
	判断 基準	a	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	
		b	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。	
		c	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼 点	○	1 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。	
		○	2 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、教育・保育が行われている。	
		○	3 家庭での生活に生かされ、教育・保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	
	評価 結果	<p>健康診断や歯科検診結果の教育・保育への反映については、嘱託医による内科・歯科検診と尿検査を年2回、視力・聴力・糞虫検査を年1回実施し、結果は、園児健康診断票や児童票に記載して職員に周知している。保護者にも内科健診や歯科検診の結果票を配布し報告している。今年度は、再検査等を要する子どもはなく、肥満や発達の気になる子どもへの経過観察等が行われている。歯科検診で虫歯がある子どもには治療を勧め、治療後は歯科治療報告書を提出させている。2回目の歯科検診では虫歯のある子どもが減少し、前年度に比べて虫歯のない子どもが増加している。歯科検診で虫歯のない子どもや治療して虫歯がない子どもへの表彰が行われている。保健計画に年2回、歯磨き指導を位置付けて実施している。歯科衛生士資格を有する職員を中心に食後の歯磨きを実施し、歯磨きができない子どもには1対1での指導に取り組んでいる。4・5歳児は、保護者の承諾を得て希望者にフッ化洗口が行われている。</p>		

項 目			評価結果	
60	A⑮	③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
	判断基準	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	
		b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。	
		c	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(H23年厚労省通知)、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(H20年公益財団法人日本学校保健会発行)等をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
		○ 2	慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
		○ 3	保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	
		○ 4	食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	
		○ 5	職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	
		○ 6	他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	
	評価結果	<p>アレルギー疾患や慢性疾患等のある子どもへの対応については、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」や「アレルギー疾患を持つ子どもを受け入れる時の対応マニュアル」が整備され、マニュアルに基づいて、子どもの状況に応じた対応を行っている。今年度は、食物アレルギー対応の子どもはいないが、昨年度は1名の子どもに対応されている。食物アレルギーのある子どもには、医師によるアレルギー診断書(生活管理指導票)や食物アレルギー対応票に基づいて、給食宅配業者の栄養士と代替食や除去食等を検討し、アレルギー対応給食の献立表が作成されている。保護者には、献立表をコドモンアプリで配信して確認してもらっている。給食宅配業者からのアレルギー対応の給食やおやつを受け取りは、「アレルギー給食チェック表」に沿って業者と職員2名でチェックし、配膳時も職員2名で確認している。アレルギーのある子どものトレイは、色を変えて記名しアレルギーの食材名を表示して配膳し、専用テーブルを使用して他の子どもにも理解できるように説明している。慢性疾患のある子どもについては、服薬支援が行われている。園のしおりでは、「食物アレルギー児への対応」を記載して保護者の理解を得ている。毎年、「食物アレルギーへの対応」を園内研修に位置づけ、実施されている。</p> <p>園のしおりへの食物アレルギー対応以外に、慢性疾患についての追記を期待したい。</p>		

		項 目		評価結果
A-2-(4) 食事				
61	A⑩	①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
	判断基準	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	
		b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。	
		c	食事を楽しむことができる工夫をしていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	<input type="radio"/>	1 食に関する豊かな経験ができるよう、食育計画を作成し、指導計画に位置づけ取組を行っている。	
		<input type="radio"/>	2 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。	
		<input type="radio"/>	3 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。	
		<input type="radio"/>	4 食器の材質や形などに配慮している。	
		<input type="radio"/>	5 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。	
		<input type="radio"/>	6 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。	
		<input type="radio"/>	7 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。	
		<input type="radio"/>	8 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。	
	評価結果	<p>食事を楽しむことができる工夫については、食育(栽培・クッキング・食体験)計画が作成され、全体的な計画や指導計画に食育を位置付けている。子どもたちが自分の食べる量を知り、食事を楽しむことができるようランチルームでバイキング形式の食事が行われている。3歳児は、職員が食事の量を調整して配膳し、年度の後半からバイキング形式に移行しているが今年度は中止している。食事は、子どもが食べられる量を器に盛り、苦手な食材は少量から始め達成感を味わえるように配慮している。子どもたちが食に関心が持てるよう、栽培活動として季節に合わせてゴーヤーやニンジン、玉ネギ、ジャガイモ等を植え付け、子ども自ら水やりや収穫を担い、クッキング活動として収穫した野菜を調理してカレーパーティーを楽しんでいる。ムーチー作り等、豊かな経験ができるような取組もある。食器は、絵柄のついたメラミン製で三角食べができるように配慮されている。子どもの発達に合わせてフォークやスプーン、補助箸が使用されている。玄関にはメニュー表と当日の給食が展示され、ランチルームには子どもたちが食に関心が持てるように三つの食品群を表示したパネルを用意し、当日のメニューを紹介しながら説明している。毎月、保護者に配信される献立表には、給食宅配業者からの食に関する情報が掲載され、園からも食育だよりがコドモンアプリで配信されている。</p>		

項 目			評価結果	
62	A⑰	②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
判断基準	a	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		
	b	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。		
	c	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。	
	○	2	子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。	
	○	3	残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。	
	○	4	季節感のある献立となるよう配慮している。	
	○	5	地域の食文化や行事食などを取り入れている。	
		6	調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。	
	○	7	衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	
評価結果		<p>子どもがおいしく安心して食べることのできる食事の提供について、食事は給食宅配業者による配食を利用し、4時間対応の保温庫で届けられている。検食は、いろいろな意見が反映できるように全職員が交代で担当している。毎月1回、園長と主幹保育教諭、副主幹保育教諭、各クラス担任が参加する給食会議を開催し、メニューに関して分量や鮮度、味付け具合、彩り等を意見交換し、子どもに人気のメニューや不評のメニュー等を業者に伝えている。給食会議に業者の栄養士や担当職員が参加し、こども園の職員から「カレーライスや沖縄そば」のメニューへの追加や行事食の導入等、直接、要望を伝え検討されている。メニューに郷土の食文化を取り入れ、クープイリチーやイナムドゥチ、フーイリチー等があり、おやつはサーターアンダギーやタンナファクルー等が提供されている。食物アレルギーの子どもがいる場合はアレルギー対応がされている。毎年、特定給食施設栄養定期報告書を作成し栄養管理状況が把握され、給食宅配業者からは調理員等を対象とした腸内細菌検査の報告書を受け、衛生管理の把握に努めている。</p> <p>給食時は、調理員や栄養士等が食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けることが望まれる。食事は、子どもがおいしく楽しみとなるような献立や季節に配慮した行事食等の更なる提供に期待したい。</p>		

項目			評価結果
A-3 子育て支援			
A-3-(1) 家庭との緊密な連携			
63	A⑱	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
判断基準	a	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	
	b	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。	
	c	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。	
	○	2 教育・保育の意図や内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。	
	○	3 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。	
	○	4 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	
	○	5 教育・保育実践の場に、教育・保育に保護者が参加しやすい時間や日程に配慮している。	
評価結果	<p>子どもの生活を充実させるための家庭との連携について、子どもには連絡帳にシールを貼って出席を確認している。家庭との日常的な情報交換はコドモンアプリを活用して保育ドキュメンテーションを実施し、保護者からの毎日の連絡事項に対して、担任保育教諭もコドモンアプリを活用して返信している。入園説明会や保護者会、保育参観、個人面談等の行事については、保護者の理解を得る機会とし、保護者と子どもの成長を共有できるよう対応している。個人面談は年2回、前期と後期に実施し、各クラスが個人面談資料(クラスで実施していることや運動機能等発達程度の説明や基本的な生活など)を作成し保護者の理解が得られるよう配慮されている。園だよりには、指導のねらいや行事予定があり、お願い・お知らせ(感染症について、帽子のゴムひもの交換について)、絵本の紹介を掲載している。毎月の各クラスだよりには子どもの活動の様子(写真)やお知らせ等が記載され、保護者に配布されている。家庭の状況は、入園時の面接資料や指導の記録、個別面談記録等に記載されている。個人面談の日程は1週間の範囲で午後1時から3時の間で設定しているが、保護者の都合によっては日程の調整やズームでの対応をしている。</p>		
A-3-(2) 保護者等の支援			
64	A⑲	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
判断基準	a	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	
	b	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。	
	c	保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。	
	○	2 保護者等からの相談に応じる体制がある。	
	○	3 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。	
	○	4 認定こども園の特性を生かした保護者への支援を行っている。	
	○	5 相談内容を適切に記録している。	
	○	6 相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	
評価結果	<p>保護者が安心して子育てができる支援としては、日々の送迎時や個別面談、保護者会等を保護者との信頼関係を築く機会としている。「光洋こども園のしおり」に「ご意見・ご要望を受け付けています」が記載され、光洋こども園だよりには「ご意見・ご要望がありましたら、玄関にご要望箱を設置していますのでご利用ください」等が記載されており、相談に応じる体制がある。保護者からの相談窓口は受付担当を主幹保育教諭、相談解決責任者を園長としている。クラス担任に寄せられた相談で対応が困難な場合は、園長や主幹保育教諭に報告し助言を受けて対応している。相談内容は、保護者相談受付票に記載され結果は職員会議で報告されている。「園のしおり」に子育て支援情報として、市のこども園課保育係、子育て支援センターや親子通園施設、ファミリーサポートセンター、病児保育チャイルドセンター等の情報を掲載している。現在3か所の児童デイサービスが利用されている。重要事項説明書に子育て支援事業も掲載し、ミニミニネイチャーランドKOYOとして、未就園児対象の参加については毎月第三木曜日の9:30～10:30の実施となっている。日々のコドモンアプリでの保護者からの要望等は担当保育教諭が回答し、責任者の決済を行い、保育教諭への助言は園長と主幹保育教諭が対応している。</p>		

項 目			評価結果
65	A②	② 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
判断基準	a	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	
	b	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。	
	c	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	不適切な養育(虐待)等の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。	
	○ 2	不適切な養育(虐待)等の可能性があると感じた場合は、速やかに園内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。	
	○ 3	不適切な養育(虐待)等となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。	
	○ 4	職員に対して、不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、不適切な養育(虐待)等に関する理解を促すための取組を行っている。	
	○ 5	児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。	
	○ 6	不適切な養育(虐待)等を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。	
	○ 7	マニュアルにもとづく職員研修を実施している。	
評価結果	<p>家庭での不適切な養育(虐待等)の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待予防については、重要事項説明書に「虐待防止のための措置」が記載されている。「児童虐待対応フローチャート及びマニュアル」が作成され、マニュアルとして①子ども虐待とは、②こども園における早期発見③通告(虐待を疑ったら)④援助の方法⑤リスクアセスメント表⑥虐待通告の受付書等の内容が整備されている。不適切な養育等の兆候を見逃さないように、子どもの状態の変化(表情、声、服の汚れ、朝ご飯の状況、身体のアザ、怪我等)や送迎時の保護者の言動(子どもへの対応)に注意を払っている。これまでに事例はないが、不適切な養育(虐待等)の恐れがある場合は、フローチャートに基づいて、園長に報告して対応することとなっている。不適切な養育の恐れがある場合は、保護者から子育ての不安や不満、悩み事がないかなどを聴き、保護者に寄り添うこととしている。不適切な養育(虐待等)を発見した場合は、市の子ども園課保育係や児童相談所等の関係機関と連携して取り組む手順になっている。児童相談所からの情報確認の連絡をもらった事例がある。マニュアルに表示されているリスクアセスメント表を使って職員研修が実施されている。</p>		